

## 令和5年第6回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和5年11月24日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

### 1. 出席議員（12名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
13番	北原武道君	14番	松本孝雄君

### 2. 欠席議員（1名）

12番 今井富雄君

### 3. 欠員（1名）

### 4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 堀田美名子

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	岸本晃浩
観光商工課長	佐野明子	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	中村辰也	福祉課長	山口勉
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	池田和哉
建設課長	竹内正	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

### 6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度若狭町一般会計補正予算（第4号））

日程第4 議案第62号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第 5 議案第 6 3 号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度若狭町勤労者体育館解体工事）
- 日程第 7 議案第 6 5 号 若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6 6 号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 7 号 若狭町体育施設条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6 8 号 若狭町公共下水道条例及び若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 6 9 号 令和 5 年度若狭町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 12 議案第 7 0 号 令和 5 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 7 1 号 令和 5 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 7 2 号 令和 5 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 7 3 号 令和 5 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 7 4 号 令和 5 年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 7 5 号 令和 5 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 7 6 号 令和 5 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 7 7 号 若狭町多目的交流広場の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 7 8 号 若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 7 9 号 若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 8 0 号 若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 8 1 号 若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について

(午前 9時21分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました、令和5年第6回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席いただきましたことを心よりお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、専決処分の承認のほか工事請負契約の締結、条例の一部改正、令和5年度各会計の補正予算、指定管理者の指定が主なものでございます。慎重な御審議と円滑な議事運営に御協力を賜りますことをお願いいたします。

さて、本年もはや師走を迎える時期となり、寒冷な天候となる日が多くなることとなりました。議員、理事者各位におかれましては、御自身の健康から、まず十分に御留意いただき、本定例会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和5年第6回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様、おはようございます。

本日、令和5年第6回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

月日がたつのは早いもので、来月から12月に入り、今年最後の月を迎えることとなり、冬の訪れを感じる時期となりました。そのような中、国では、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定し、物価高騰により厳しい状況にある低所得世帯をはじめ生活者、事業者を引き続きしっかりと支えるための施策が盛り込まれたところであります。

町といたしましても、物価高騰による町民の皆様の生活支援と地域経済の活性化による好循環を図るため、町民の皆様1人当たり1万円分のわかさハッピー商品券を発行する地域経済持続化支援事業と、国の施策であります住民税非課税世帯への生活支援給付金事業について専決予算を編成させていただき、できる限り早く町民の皆様にお届けで

きるよう事業に着手したところであります。今後も国の動向を注視しつつ、物価高騰対策をはじめ、住民生活の安心・安全、地域経済の活性化に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

さて、11月18日には、強い寒気の影響により、勝山市で積雪があり、過去10年間で最も早い除雪車の出動となり、県内でもいよいよ雪の季節の到来を告げました。当町におきましても、地域防災計画に基づく降雪時における道路交通の確保など委託事業者や関係機関と連携を図りながら、円滑な除雪作業を実施し、町民生活の安心・安全と経済活動の確保など、雪害対策に努めてまいりますので、町民の皆様におかれましても除雪作業の実施の際には御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、現在、若狭町及び美浜町と滋賀県高島市の県境の尾根付近を事業実施想定区域として計画が進められている「(仮称)三十三間山風力発電事業」について、環境影響評価の手続きが進められております。地域での説明会も開催されておりますが、当該想定区域にはイヌワシやクマタカなどの国内希少野生動植物が確認されております。さらには、その周辺区域には、自然公園法に基づく国定公園が存在することから、眺望景観への影響も懸念されているところでございます。

当町におきましても、三十三間山はいにしえより町民の心のよりどころであり、毎年多くの登山者が訪れるなど、人と自然との触れ合いの場として大切な山であるとともに主要な観光資源でもあります。そのような中、三十三間山の山頂に17基の大型の風力発電タワーがそびえ立つことになると、動植物の生態系への影響は必至であり、騒音や振動による地域住民の生活への影響も懸念されるところであります。また、建設工事において、森林伐採による自然破壊が起これ、それに伴う土砂災害の発生も懸念されるところであります。

こうしたことから、今回の事業実施想定区域に大型風力発電施設が建設されることは好ましくないと考えており、反対の意を表明するとともに、今後の推移を注視してまいります。

さて、本定例会に御提案いたします案件は、専決処分の承認のほか、条例の一部改正、工事の請負契約の締結、令和5年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算、指定管理者の指定などの案件を御提案させていただいております。

議員の皆様には、十分御審議をいただき、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番増井文雄君、6番藤田正美君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの22日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの22日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、令和5年度7月分から9月分までの結果報告書がお手元に配付されており、報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 承認第6号～

○議長(辻岡正和君)

次に、日程第3、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(令和5年度若狭町一般会計補正予算(第4号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、国の経済対策に伴います住民税非課税世帯等生活支援給付金事業及び地域経済持続化支援事業について、速やかに事業を実施していく必要があるため、令和5年11月20日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定に従い、御報告申し上げ、議会の承認を求めらるるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、何とぞ御承認を賜りますようお

願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

承認第6号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度若狭町一般会計補正予算（第4号））、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第62号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第4、議案第62号、若狭町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、及び日程第5、議案第63号、若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第62号及び議案第63号の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第62号、若狭町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、並びに議案第63号、若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。これらは令和5年8月7日に提出された人事院勧告に鑑み、特別

職の職員で常勤の者の期末手当の支給割合を改定するため、また一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに給与表等を改定するため、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

以上、2議案につきまして御説明申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第62号、若狭町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第62号、若狭町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第63号、若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第63号、若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は

原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第64号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第6、議案第64号、工事請負契約の締結について（令和5年度若狭町勤労者体育館解体工事）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第64号、工事請負契約の締結についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度若狭町勤労者体育館解体工事をさせていただくもので、去る11月14日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、何とぞ十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案第64号に対する質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。



議案第64号、工事請負契約の締結について（令和5年度若狭町勤労者体育館解体工事）について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第65号から日程第10 議案第68号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第7、議案第65号、若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第10、議案第68号、若狭町公共下水道条例及び若狭町集落排水処理施設条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第65号から議案第68号までの4議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第65号、若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されたことに伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第66号、若狭町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴う地方税法の一部改正により、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第67号、若狭町体育施設条例の一部改正についてであります。若狭町三方勤労者体育館、若狭町三方プール及び若狭町佐久間キャンプ場の廃止に伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものでございます。

次に、議案第68号、若狭町公共下水道条例及び若狭町集落排水処理施設条例の一部改正についてであります。鱒川西地区農業集落排水処理施設を公共下水道の三方処理区に統合することに伴い条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

以上、4議案について御説明を申し上げます。

十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由

の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の4議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております4議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております4議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第11 議案第69号から日程第18 議案第76号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第11、議案第69号、令和5年度若狭町一般会計補正予算（第5号）から日程第18、議案第76号、令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第69号から議案第76号の8議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第69号、令和5年度若狭町一般会計補正予算（第5号）であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,641万3,000円を追加し、予算総額を128億1,928万円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で1,743万6,000円の増額、県支出金で2,804万5,000円の増額、繰越金で2,025万3,000円の増額などとしております。

歳出の主なものにつきましては、まず、人件費につきまして、人事異動による職員

の配置及び人事院勧告に基づく給与の改正等により、一般会計の人件費で941万7,000円の減額となります。

人件費以外の歳出の主なものといたしましては、総務費で、公共交通推進事業に80万円など、民生費では、障害者福祉施設等物価高騰対策支援事業に219万8,000円、高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業に1,042万9,000円、児童福祉総務事業に1,100万円など、農林水産業費は、農地集積集約化対策事業に494万1,000円、農業用電力価格高騰支援事業に312万5,000円など、土木費では、道路新設改良全般事業に1,826万4,000円など、消防費では、消防費事業に399万4,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第70号、令和5年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）がありますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ25万7,000円を追加し、予算総額を18億6,212万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金で650万5,000円の減額、諸収入で676万2,000円の増額としております。

歳出の主なものといたしましては、保険事業費が483万6,000円の減額、諸支出金で676万5,000円の増額などを計上させていただきました。

次に、議案第71号、令和5年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）がありますが、既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出におきまして、総務費と積立金で予算の組替えをするものであります。

次に、議案第72号、令和5年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）がありますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ65万9,000円を追加し、予算総額を20億7,934万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金で65万9,000円の増額としております。

歳出の主なものといたしましては、介護保険事業勘定の総務費で64万円などを計上させていただきました。

次に、議案第73号、令和5年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）がありますが、収益的支出におきまして、営業費用の予算の組替えのほか、資本的支出におきまして、排水施設改良費で1億5,148万円を減額するものであります。

次に、議案第74号、令和5年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）がありますが、既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、収益的支出におきまして、営業費用の予算の組替えをするものであります。

次に、議案第75号、令和5年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）でありま

すが、収益的支出におきまして、営業費用で113万6,000円の増額を計上するものであります。

次に、議案第76号、令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第2号)であります。収益的支出の医業費用に535万2,000円を増額し、財源については、収益的収入の医業収益で660万6,000円の増額を計上するものであります。

また、資本的支出の有形固定資産購入費に125万4,000円の増額を計上するものであります。

以上、8議案につきまして御説明を申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明といたします。

○議長(辻岡正和君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の8議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております8議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております8議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第19 議案第77号から日程第23 議案第81号～

○議長(辻岡正和君)

次に、日程第19、議案第77号、若狭町多目的交流広場の指定管理者の指定についてから日程第23、議案第81号、若狭町観光交流センターの指定管理者の指定についてまでの5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第77号から議案第81号までの5議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この議案第77号から議案第81号までの5議案につきましては、それぞれの施設において、指定管理者の期間が今年度末で満了いたしますので、令和6年度からの指定管理の相手方の指定に関する議案を提出させていただいております。

指定管理者を指定させていただきます施設につきましては、若狭町多目的交流広場を特定非営利活動法人、世界に誇るラムサール湿地三方五湖を育む会に、若狭町高齢者等活動支援施設を特定非営利活動法人、世界に誇るラムサール湿地三方五湖を育む会に、次に、若狭町国民健康保険、介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスを社会福祉法人、若狭町社会福祉協議会に、次に、若狭町国民健康保険、軽体操機能訓練施設をミズノスポーツサービス株式会社に、次に、若狭町観光交流センターを一般社団法人若狭三方五湖観光協会に、それぞれ指定させていただきたいと考えております。

以上、5議案につきまして御説明を申し上げます。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の5議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております5議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております5議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

お諮りします。議案審査のため、明日11月25日から12日4日までの10日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、明日11月25日から12日4日までの10日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午前 9時56分 散会)